処　分　基　準

平成２８年７月５日作成

法　　令　　名：新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘等規制条例
根　拠　条　項：第７条
処　分　の　概　要：接待飲食店等営業を営む者等に対する指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法　令　の　定　め： 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘等規制条例施行規則第４条（指示）
処　分　基　準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線3031）
備　　考：

別紙

新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘等規制条例に基づく指示の基準

１　指示の基準

(1)　新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成16年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、接客飲食店等営業を営む者に対して指示を行うものとする。

なお、条例に基づく処分に違反した場合は、営業停止命令の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

(2)　指示は、営業者に過大な負担を課さないものとすること。

(3)　指示の内容は、条例違反行為と関連性のあるものとすること。

(4)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第 26 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、接客飲食店等営業を営む者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　指示は、新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取り立て等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年新潟県公安委員会規則第 11 号）第４条の書面に不服申立をすることができる旨を記載して行うこと。

３　指示の内容

(1)　条例違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反は指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難であるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において同種の条例違反が行われることを防止するため、必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、県民及び滞在者等の平穏な生活の保持等を図るものとする。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止の処分を行うこと。